１５．小形除雪車（１．０メートル級）仕様書
[雪切板、作業灯、前面熱線ｶﾞﾗｽ、床ﾏｯﾄ、油圧式ﾁｯﾌﾟﾊﾞｯｸ]

平成２７年度

山 形 県

１５．小形除雪車（１．０メートル級）仕様書
[雪切板、作業灯、前面熱線ｶﾞﾗｽ、床ﾏｯﾄ、油圧式ﾁｯﾌﾟﾊﾞｯｸ]

概　　要

この仕様書は、小形除雪車（１．０メートル級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については山形県知事（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性　　能　（ＪＩＳ Ｄ６５０９ 性能試験）

項目	値
（１）最大除雪量	200 t/h 以上
（２）投雪距離	0～12 m 以上
（３）最大除雪幅	1,000 mm
（４）最大除雪高	800 mm 以上
（５）走行速度	15 km/h 以上
（６）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 dB(A)以下

２．主要諸元

項目	値
（１）全　　長（走行姿勢）	4,700 mm 以下
（２）全　　幅（除雪装置含む）	1,000 mm 以下
（除雪装置除く）	980 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	2,000 mm 以下
（４）最低地上高	150 mm 以上
（５）車両総質量	2,500 kg 以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

項目	値
（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	4.0 m 以下
（７）乗車定員	１人

３．車　　体

（１）機　　関

項目	値
形　　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	29 kW 以上

（２）駆動方式
形　　式　　総輪駆動式
（３）タイヤ
形　　式　　スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ
（４）走行装置
後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること
（５）かじ取装置
形　　式　　油圧式車体屈折機構式
（６）運転室
構　　造　　密閉形
窓　　(前)熱線入り、冬用ワイパーブレード付

４．除雪装置
（１）形　　式　　ツーステージ形、ロータリ除雪装置
（２）構　　成　　オーガ、ブロワ、中折式シュート
（３）能　　力
シュート旋回角度　　250 度 以上
シュート高さ　　1,900 mm 以上
昇降範囲　　地下 50 mm～地上 300 mm 以上
チルト角度　　左右各 5 度 以上
シュー　　除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
安全装置　　除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、（シャーピンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること。また、オーガ空転防止装置を設けること。
その他　　シュート系統、装置チルト、昇降装置は油圧作動とする。
（４）雪切板　　地上から１，２００mm以上
（５）前後傾斜装置
形　　式　　油圧式チップバック
傾斜角度　　３度以上

５．計器類
（１）燃料計　　１式
（２）運行記録計（45km/h、７日計）　　１式
（３）機関回転計（運行記録計組込型も可）　　１式
（４）アワーメータ　　１式
（５）油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）　　１式

（６）水温計　　1式
（７）充電警告灯　　1式
（８）機関油圧計又は機関油圧警告灯　　1式
（９）その他標準計器類　　1式

６．照明装置類
（１）前方作業灯（シュート作業灯）　　1灯
（２）黄色灯火　　1式
（３）その他標準照明装置類　　1式

７．付属装置及び付属品
７－１　車両総質量に含むもの
（１）バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧80dB(A)以上）　　1式
（２）カーヒータ又はエアコン　　1式
（３）ウインドウォッシャー（前面、電動式）　　1式
（４）標識板（300×500㎜以上、車体後部取付）　　1式
（５）座席ベルト　　1式
（６）非常用信号具（発炎筒１、赤旗１）　　1式
（７）消火器（ＡＢＣ粉末、１．８ｋｇ以上）　　1式
７－２　車両総質量に含まないもの
（１）予備シャーピン(全種類各10本)　　1式
（２）標準付属工具　　1式
（３）床マット　　1式
（４）取扱説明書　　1部
（５）部品表　　1部
（６）履歴簿（仕様書を貼付けしたもの）　　1部
（７）その他標準付属品　　1式

８．塗装及び名入れ表示等
（１）国土交通省建設機械塗装基準による。
（２）名入れ
「山形県」車両両側の適当な位置及び後面中央に表示。
（名入れ方向は、向かって左側からとする。）
「山形県 県土整備部」キャビン柱両側へ表示。
（名入れ方向は、上から下へとする。）
管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は甲が別途指示する。
文字の表示は、平成１０年１２月１４日付け建設省建設経済局建設機械課事務連絡「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字の表示について」に

基づくものとする。
その他詳細については、甲乙別途協議する。

９．検　　査

乙は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類　の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合に は、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11．その他の事項

11-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。